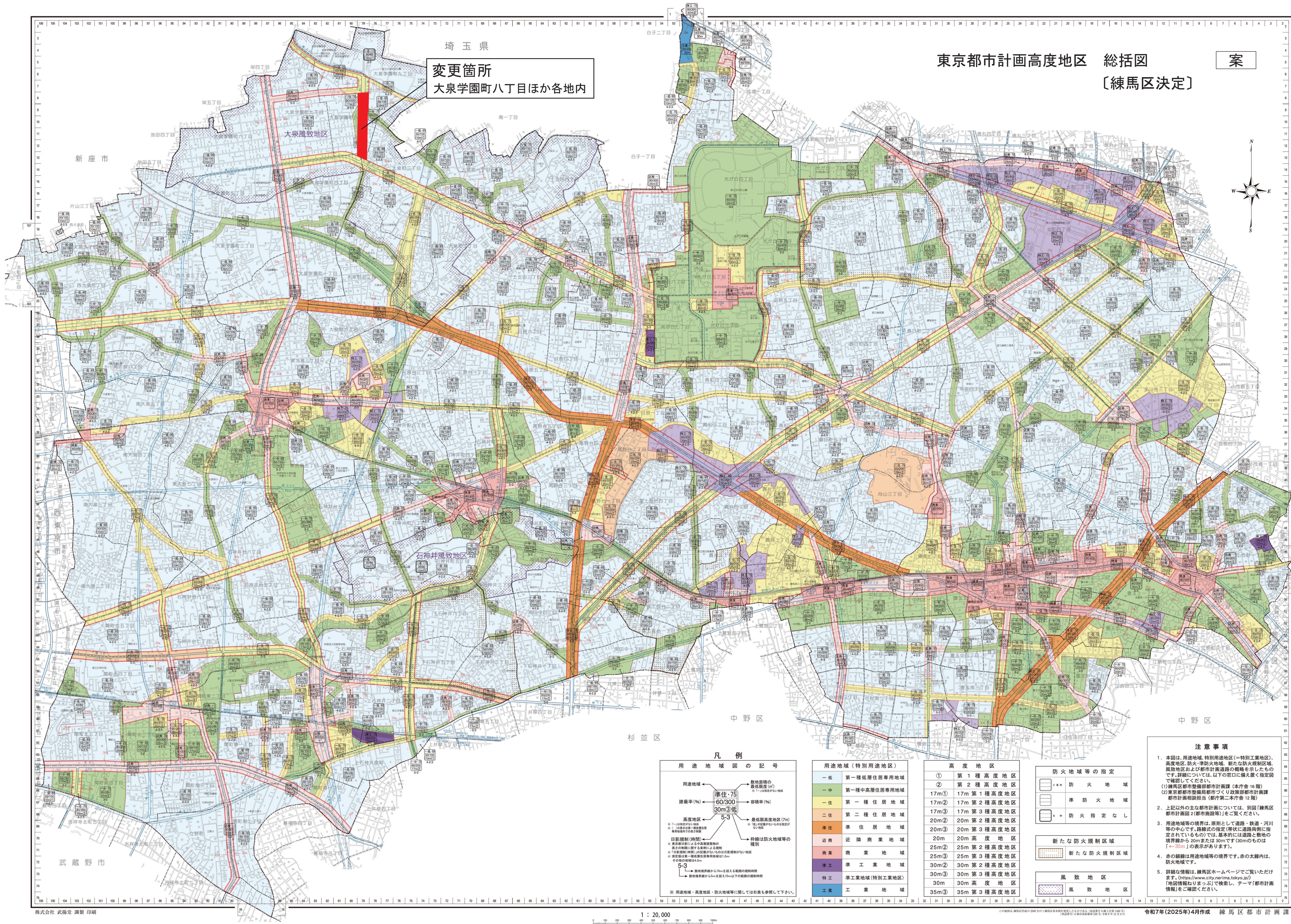




埼玉県
変更箇所
大泉学園町八丁目ほか各地内

東京都市計画高度地区 総括図
〔練馬区決定〕

案

凡 例

用途地域図の記号

用途地域

準住 75
60/300
30m3低
5-3

建築率(%)

最低高度(7m)

最低高度地区(7m)

日照規制(時間)

防火地域等の種別

防火地域等の指定

防火地域

準防火地域

防火指定なし

新たな防火規制区域

新たな防火規制区域

風致地区

風致地区

用途地域(特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定	
■ ■ ■ ■	防火地域
■ ■ ■ ■	準防火地域
■ ■ ■ ■	防火指定なし
新たな防火規制区域	
■ ■ ■ ■	新たな防火規制区域
風致地区	
■ ■ ■ ■	風致地区

- 注意事項
1. 本図は、用途地域、特別用途地区(＝特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口で備え置く指定図で確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
 2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 3. 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです(30mのものは「+30m」の表示があります)。
 4. 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。
 5. 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。
(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)
「地図情報ねりまっふ」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。